

普通預金口座を開設されるお客様へのお願い

売却口座が、詐欺被害金の入金口座となる等、口座不正利用事例が発生しています。

- 当金庫のお客様受入れ方針に従い、お申し出にお応えできず、口座開設をお断りすることがございます。
- 口座開設後、当金庫の預金規定に違反する場合には、口座の利用停止や解約をさせていただくことがございます。
- 口座開設に係る審査のため、一週間程度の時間を要する場合がございます。
この場合、ご提示いただいた書類はコピー（写し）をとらせていただきます。
書類のコピー（写し）は返却いたしませんのでご了承下さい。
- 審査に際し、追加書類のご提示をお願いすることがございます。
- 原則、口座開設と同時にインターネットバンキング契約はできません。
- 当金庫で複数の普通預金口座を開設されることは、原則、ご遠慮ください。

《個人口座の場合》

- 口座開設に際してはご利用目的、職業等をお尋ねさせていただきます。
- 口座の開設は、ご自宅やお勤め先の近くのご利用に便利な支店でお手続きください。
お勤め先へ在籍確認させていただくことがございます。
- ご本人さまであることを確認させていただくため、運転免許証などの公的資料をご提示ください。「顔写真のない書類」健康保険証等については、あわせて他の本人確認書類等が必要です。
- お客様が反社会的勢力ではないことの表明、確約をいただけない場合は、お取引をお断りしております。

《個人事業主口座の場合》

- 個人事業主口座の開設には以下の確認資料をご提示ください。
 - ①ご本人を確認する公的資料（運転免許証等）
 - ②個人事業の開業届、確定申告書、事務所などの賃貸借契約書、主たる事業の許認可証（許認可・届出等が必要な事業の場合）など
- 上記書類に基づき、事業内容等についてお尋ねいたします。
- 事業所の住所や営業所へ訪問し、事業実態を確認いたします。
- 上記のほか、当金庫の基準により口座開設審査を行います。

《法人口座の場合》

- 法人口座の開設には以下の確認資料をご提示ください。
 - ①履歴事項全部証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）
 - ②手続きにご来店される方のご本人を確認する公的資料（運転免許証等）
 - ③会社の代表者による口座開設でない場合、口座開設を委任する旨の委任状等
 - ④法人の実質的支配者を確認出来る書類（法人税申告書別表二、定款、株主名簿、実質的支配者リストなど）
- 上記書類に基づき、事業内容等についてお尋ねいたします。
- 法人の本店住所や営業所へ訪問し、事業実態を確認いたします。
- 上記のほか、当金庫の基準により口座開設審査を行います。